

○名護市環境基本条例
平成25年9月24日
条例第22号

目次

前文

第1章 総則(第1条―第6条)

第2章 自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策

第1節 施策の策定等に関する基本方針(第7条)

第2節 環境基本計画等(第8条・第9条)

第3節 具体的施策(第10条―第20条)

第3章 推進体制(第21条―第26条)

第4章 雑則(第27条)

附則

私たちの住む「あけみおのまち名護」は、東を大浦湾(太平洋)、西を名護湾(東シナ海)、北に羽地内海と三方を美しい海(濤みお)に囲まれ、南北に連なる脊梁部せきりょうぶには緑深いやんばるの山が広がり、その山裾を縫うようにいくつもの川が流れるなど自然環境に恵まれた地です。先人たちは、こうした山・川・海の自然環境を基盤に、そこに住むやんばる特有の動植物や豊かな生態系の恵みを受け、親しみながら、地域特有の歴史や文化を育んできました。しかし、古くから沖縄本島北部圏域の交通・産業の中核として栄えた反面、太平洋戦争やその後の戦災復興、米軍基地建設に伴う山林の伐採、そして復帰後の農地造成や開発に伴う赤土流出による川や海の環境悪化、更には大量生産、大量消費に伴う廃棄物の大量排出など、増大する自然環境への負荷は、生態系だけでなく、景観も含め、私たちの生活にも影響を及ぼすようになりました。また、依然として米軍基地が存在し、基地から派生する航空機騒音等の問題は、市民生活に影響を及ぼす環境問題の一つになっています。さらに近年では、地域の問題だけでなく、地球温暖化など地球の未来を揺るがす問題も発生しています。私たちは、誰もが先人たちから受け継いできた豊かな環境によってもたらされる恩恵を享受し、良好な環境の中で生活を営む権利を有しているとともに、自然環境の保全及び生活環境の創造によって、良好な環境を次世代へと継承する責務があります。私たちは、この責務を果たすために、市、市民及び事業者がそれぞれの役割を認識し、協働による自然環境の保全及び生活環境の創造と経済発展の両立に努め、美しい自然と共存した持続的発展が可能な社会の構築及び継承を目指して、この条例を定めることとします。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、自然環境の保全及び生活環境の創造について基本理念を定め、市、市民及び事業者が果たすべき責務と役割並びに自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の基本的事項その他環境に関する必要な事項を明らかにし、もって現在及び将来の市民が美しい自然と共存しながら健康で文化的な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自然環境の保全 大気、水、土壌、動植物等からなる自然環境を保全・回復することをいう。
- (2) 生活環境の創造 人にとって良好な生活環境を創造・維持することをいう。
- (3) 環境 自然環境及び生活環境をいう。
- (4) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、動植物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (5) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。))及び悪臭によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。
- (7) 循環型社会 自然界から採取する資源をできるだけ少なくし、過剰な生産や消費を抑えるとともに、廃棄されるものを最小限にし、製品の再使用を推進、さらに再生できるものは資源として再生利用するという3R(リデュース、リユース、リサイクル)が推進され、廃棄物ゼロに向けて、省エネルギーが推進され、新エネルギーの積極的な活用が図られた社会をいう。
- (8) 市民 市内に居住し、又は市内で働き、学び、その他の活動を行うものをいう。
- (9) 事業者 市内において事業活動を行う全ての個人及び法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 自然環境の保全及び生活環境の創造は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) やんばるの自然環境の保全に向けた活動が行われること。
- (2) 安全・安心・文化的な生活環境の創造に向けた活動が行われること。
- (3) 元気で豊かな持続的発展が可能な地域社会づくりが行われること。

(4) 市、市民及び事業者の意識向上及び協働体制の構築が積極的に行われること。

(市の責務第)

第 4条 市は、市域の自然的社会的条件に応じた自然環境の保全及び生活環境の創造に関する総合的な施策を策定し、実施するものとする。

2 市は、施策の実施に当たって、市民及び事業者と協働して自然環境の保全及び生活環境の創造に関する活動に取り組むものとする。

3 市は、自然環境の保全及び生活環境の創造のための広域的な取組を必要とする施策においては、国、他の地方公共団体その他の関係団体と協力して、積極的に推進するものとする。

4 市は、自ら行う施策の実施に当たって環境への負荷の低減に積極的に取り組むものとする。

(市民の責務)

第 5条 市民は、日常生活が自然環境の保全及び生活環境の創造に密接に関わっていることを深く認識し、資源及びエネルギーの有効な利用、廃棄物の減量等により環境への負荷の低減に努めなければならない。

2 市民は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する市の施策及び環境保全・創造活動について市及び事業者と協働で取り組むよう努めなければならない。

3 市民は、生活環境の創造に配慮し、自主的に木や草花を植える等、人と自然とが豊かに触れ合う環境づくりに努めなければならない。

(事業者の責務)

第 6条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるおそれのある公害を防止し、環境に負荷を与えないように努め、環境に負荷を与えた場合は、自らの責任において必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の発生抑制等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

3 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合に、適正な処分が確保されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 事業者は、開発行為等の環境に影響を与える事業を実施する場合は、事業者自ら環境への影響に配慮するよう努めなければならない。

5 事業者は、前各項に定めるもののほか、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する市の施策及び環境保全・創造活動について市及び市民と協働で取り組むよう努めなければならない。

第2章 自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策

第1節 施策の策定等に関する基本方針

(基本方針)

第 7条 市は、次に掲げる事項を基本として、潤いある豊かな自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を策定し、実施するものとする。

(1) 地域本来の生物多様性の保全と回復

(2) 命を守り、健康的に暮らすことのできる生活環境の創造

(3) 伝統・文化の薫り高い快適な生活環境の創造

(4) 地域で育まれた豊かな環境を生かした地域活動の活性化

(5) 循環型社会の構築

(6) 地球環境の保全

(7) 環境教育及び環境保全・創造活動による環境意識の向上

(8) 協働及び推進体制の構築

第2節 環境基本計画等

(環境基本計画)

第 8条 市長は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。

2 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策の計画の策定及び実施に当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

3 環境基本計画は、次に掲げる事項について定める。

(1) 自然環境の保全及び生活環境の創造に関する総合的かつ長期的な基本的施策

(2) 市、市民及び事業者が自然環境の保全及び生活環境の創造のために行動する上において配慮すべき指針

(3) 前各号に掲げるもののほか、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

4 と市と長とは、環境基本計画の策定に当たっては、市民及び事業者の意見を反映させるための必要な措置を講ずる(名護市環境審議会設置条例(平成6年条例第26号)第1条に規定する名護市環境審議会をいう。)の意見を聴くものとする。

5 市長は、環境基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表するものとする。

6 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(年次報告書の作成)

第 9条 市長は、市の環境の状況及び環境基本計画による具体的な取組の進捗、効果、問題点等を検証した年次報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3節 具体的施策

(在来動植物及びその生息空間の保全第)

第 10条 市は、人の生活は豊かな自然環境及び多様な動植物の存在によって支えられているものと認識し、在来動植物及びその生息空間である自然環境の適正な保全及び回復に努めるものとする。

2 市は、自然環境の改変が考えられる事業・経済活動に対し、自然環境への影響の低減に向け、事業者が必要な措置を講ずるよう指導に努めるものとする。

3 市は、本市の在来動植物の違法な捕獲及び乱獲の防止並びに外来種による在来動植物への直接的・間接的な悪影響の低減を図るため、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境に配慮した生産手法の改善と産業基盤の整備)

第 11条 市は、環境に配慮した生産手法の改善及び産業基盤の整備に向けて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(自然災害による被害の低減)

第 12条 市は、市民及び事業者の安全・安心な生活環境及び社会基盤を確保するため、自然災害による環境への被害の低減に向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(環境の向上に向けた公害防止対策等の実施)

第 13条 市は、環境の向上を図り、市民の健康及び安全の確保に向け、公害を防止し、環境を良好な状態に保持すること、また、その他生活環境を阻害するものに対して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(歴史文化資源、伝統文化及びまちなみの保全と活用)

第 14条 市は、市民の心のよりどころとなり、より豊かな生活環境を形成する要素となっている歴史文化資源、伝統文化及びまちなみの保全と活用に向けて必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(豊かな自然環境を生かした地域づくり)

第 15条 市は、地域ごとの豊かな自然環境を生かした良好な地域づくりに向けた必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地域資源の発掘・保全・活用を図る地域活性化の促進)

第 16条 市は、環境保全及び経済発展の両立に向け、観光名所、地元産品その他の地域資源の発掘・保全・活用を図る地域活性化の促進に努めるものとする。

(廃棄物の減量及び資源化の促進)

第 17条 市は、循環型社会の構築を図るため、廃棄物ゼロを目指し廃棄物の減量及び資源化が促進されるよう努めるものとする。

(地球温暖化対策の推進)

第 18条 市は、地球環境の保全において、特に地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものと認識し、関係行政機関及び民間団体等と連携を図りつつ、市民及び事業者と協働して地球温暖化対策に関する施策の推進に努めるものとする。

(環境教育及び環境学習の推進)

第 19条 市は、市民、事業者及び教育機関による積極的な環境教育及び環境学習の実施に向け必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 市民は、自然環境の保全及び生活環境の創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境に配慮した活動を自ら実践できるよう環境教育及び環境学習に主体的に取り組むよう努めるものとする。

3 事業者は、自然環境の保全及び生活環境の創造のために環境教育及び環境学習が重要な役割を果たすことを認識し、環境教育及び環境学習を通じて事業所の従業員の環境への意識を高めるよう努めるものとする。

(意見の反映)

第 20条 市は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を推進するため、市民及び事業者の意見を反映するよう努めるものとする。

第3章 推進体制

(市、市民及び事業者の協働)

第 21条 市は、市民及び事業者との協働によって自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策の積極的な推進を図るよう努めるものとする。

(規制等の措置)

第 22条 市は、環境の保全に支障を及ぼすおそれのある行為を防止するために、必要な規制等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第 23条 市は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国、地方公共団体等との連携協力)

第 24条 市は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を推進するに当たり、国、他の地方公共団体その他の関係団体との連携及び協力に努めるものとする。

(環境データの収集・公表体制の構築)

第 25条 市は、市民及び事業者の環境に関する学習及び自発的な活動の促進に資するため、個人及び法人の権利利益の保護に配慮しつつ、環境の状況その他の自然環境の保全及び生活環境の創造に関する必要な情報を提供できるよう、国、他の地方公共団体その他の関係団体と連携し、環境データ及び情報を収集し、その公表に努めるものとする。

(環境に関するモニタリング体制づくり)

第 26条 市は、自然環境の保全及び生活環境の創造に関する施策を適正に推進するために国、他の地方公共団体その他の関係団体と連携し、必要なモニタリング体制の構築その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第4章 雑則

(委任)

第 27条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。